【運営方針(令和6年度事業計画)】

各部門別事業計画

事務部

1 基本方針

法人の円滑な運営のため各部署との協働・連携・コミュニケーションを強化すると 共に、個々のスキルアップに努める。

2 法人事務

- (1) 定款細則に基づき理事会、評議員会を開催します。
 - ・ 6月 審議事項:前年度の事業報告及び決算報告他
 - •11月 審議事項:補正予算他
 - ・ 3月 審議事項:翌年度の事業計画及び予算他 その他必要の都度、理事会、評議員会を開催します。
- (2) 行政機関からの通達及び関連法令の改正に留意します。

3 医療業務

- (1)予防接種を行い、院内感染予防に貢献します。
- (2)ネット配信情報に留意し、速やかにコンピュータの更新をして診療報酬請求に努めます。
- (3)電子カルテの入力情報を確認し、定期的にデータ提出を行います。

4 人事•労務

- (1) 就業規則、給与規程に沿った適切な労務管理を行います。
- (2) 関係法令の改正に留意します。
- (3) 就業規則、給与規程の見直しを行います。
- (4)計画的な人材の確保・育成・定着に努めます。
- (5)職場環境の改善に努めます。

5 経理・財務

- (1)毎月予算執行率表等の経営状況資料を作成し、月次報告により事業の執行状況 や経理上の課題を的確に把握しつつ、予算の補正等の対応を適切に行います。
- (2)年1回、監事監査を実施し、財務状態及びその計算書類の記載内容についての確認を行います。

- 6 営繕、資産管理
- (1)長期修繕計画に基づき、順次改修を実施していきます。
- (2)設備の日常点検、リスクマネジメント委員会等で得られた情報を基に、適切な資産管理を行います。
- (3) 今年度予算計上した物品の購入、修繕工事を実施します。

7 防犯、防災

- (1)防災訓練、消火訓練を毎月実施します。総合防災訓練及び消防署への通報連絡 訓練を年2回、通常避難訓練を年6回、夜間想定避難訓練を年3回、地震想定 訓練を年1回実施します。
- (2)災害発生時の職員・家族の安否確認や情報発信訓練を実施します。
- (3)業務継続計画(BCP)の適時見直しを図り、災害等が発生した場合における事業が継続できる体制を整えていきます。
- 8 事務課 業務班 ランドリー業務他
- (1)ランドリー業務・清掃業務・ごみ運搬・施設警備について施設直営にて円滑に推進していきます。

施設部

<重症心身障害児施設> (生活支援課)

基本方針

職員一人ひとりが、利用者一人ひとりの個別性を大切にし、一人ひとりの想いに寄り添った支援を実践すると共に、権利擁護の理解を深め安心した日常を過ごせるよう心がけます。また、安全や健康面に配慮し、関係部署と連携を図りながらチームの力を高めて、安心と充実した生活が過ごせるサービスを提供します。

1 目 標

利用者のライフサイクルに沿って、人権や主体性を大切にして一人ひとりの意思決定のプロセスを大事にし、充実した生活支援を行います。また、利用者の状態の変化に気配りを行い、変化がある場合はカンファレンスを行うなど、他部署との連携を行い組織的な対応をすることで、利用者のより良い生活の場となるよう支援します。

2 内容

(1)個別支援計画の充実

利用者一人ひとりの想いを尊重した個別支援計画を策定します。計画の内容は、サービス管理責任者を中心とした多職種の関係職員と情報を共有すること

で、よりご本人らしい計画となるように検討します。計画に基づいた活動など、人との関わりを通して、充実感あふれる生活を実現します。

また、計画を通し一人ひとりの身体機能の把握に努めます。その中で、変化が見られた際は関係部署と連携を図り、積極的な検討を行います。

(2) 危機管理の徹底とサービス内容の向上

ヒヤリハットの検証を徹底し、改善策の策定を積極的に行います。必要な既存の業務手順書の見直しを行い、個別性を重視しながらも標準化されたサービスの向上にも努めます。また、権利擁護や虐待防止について施設内外の研修を通して理解を深め、支援内容の向上に努めます。

(3)日中活動(余暇活動)支援の充実

個別支援計画を基とした個別活動や、趣味別の小集団活動(サークル活動)を中心とした日中活動を行います。日々の余暇活動として季節の行事など月案に基づいた集団による活動を行い、活動を通して季節感や他者との関りを通した楽しみを感じて頂けるよう心がけます。特に、個別活動では、利用者個々の状況に合わせ、一人ひとりの想いを意識して、自己実現に向けた支援を展開します。

(4)職員の人材育成

内部研修の充実や外部の web 研修等への積極的な参加、日々の様々なカンファレンス面談などを通じて、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。また、グループ毎の話し合いを実施することで、職員が個々の意見を伝えやすい場を設けます。職員にとって、一番身近な集団であるグループ毎の話し合いの場を設けることで、自身の意見を伝え易く、共有し易い環境を作ることで、風通しのよい職場環境づくりを目指します。

(5)ボランティアの活用

感染状況にあわせて間接的なボランティアの調整をすすめます。 積極的なボランティアの参加を促すことで、虐待防止や個別支援の充実を図ります。

(6)短期・中期入所事業の充実

感染状況を踏まえ、短期・中期入所の受入調整を実施していきます。短期および中期入所枠の利用の際は、相談窓口との連携のもと在宅障害児者の支援に努めます。短期利用調整の窓口として調整する職員一人ひとりのスキル向上を図ります。

(看護課)

方針:職員一人一人が、日々研鑽を重ねながら利用者の個別性と権利擁護を尊重した対応を行い、健康と心身機能の維持向上を図り、安全で安心のある生活と人生の質の向上を図る看護を展開します。

目標:

- 1) 個々の利用者の健康状態に応じ、個別性と権利擁護を念頭に安全で安心した 日々の生活を送れるように質の高い看護の提供を行います。
 - ・日々の関わりや細かな観察から異常の早期発見と、早期対応を行います。
 - ・利用者のその人らしさ、その人にとっての最善を考え、穏やかな日々を送れるよう、人権を尊重した看護を行います。
 - ・年齢を重ねる中で身体の変化など健康の特徴を意識しながら、利用者の持つ力を最大限引き出す看護を行います。
 - ・利用者、ご家族とコミュニケーションを積極的にとることでお互いの信頼関係 を築き、安全で安心した生活を送れるようにします。
 - ・地域社会の情報を収集しながら、感染対策など予防に努め、制限の中でも 可能性を見出し、健康の維持、向上を図ります。
- 2) 高い倫理観と専門的な知識・技術に支えられた優れた看護を行います。
 - ・現状にとどまらず、看護会議、ケースカンファレンスを通し、日々の自らの看護を振り返り、看護実践能力を高めます。
 - ・法人内研修にとどまらず、外部研修にも積極的に参加することで看護能力と実践能力を高めます。
 - ・自らの学びを周囲に伝達することで、全体の看護の向上を図ります。
- 3) 多職種と協働のもと、利用者の生活の質の向上を行います。
 - ・他職種との話し合いを通して、お互いの専門性を尊重し、信頼のもと、利用 者の生活のトータルな評価を行い、より高い生活の質と人生の質の向 上に向けた看護を行います。
- 4) 医療安全管理の徹底とサービスの向上を図ります。
 - ・ヒヤリハットの分析、評価を行い、これまでのデータの分析の照らし合わせなどについてカンファレンスを通して改善策を導きます。マニュアルや日々の業務の見直しなどを通し、周知、実践、評価を繰り返して、安全管理を徹底した環境のもと、より良い看護の提供に結び付けます。
 - ・電子カルテの導入に伴い、情報の取り扱いについて勉強会を行うなどしてサイバーセキュリティについて強化していきます。

(診療課)

<リハビリ外来等>

- 1. 方針
- (1) 入所者を含む地域の障害児・者の健康と生活をリハビリテーション(以下リハビリ) の視点から支えます.
- (2) 向上心を持って業務に携わり、利用者のリハビリ内容の充実を図ります。
- (3) リハビリ職員各々の特性を尊重し合い,経験年数を問わず良い点を支え,不足している点を補い合います.

2. 目標

(1)部署運営

- ア. 円滑に臨床業務が遂行できるように努めます.
- イ. 臨床業務以外の作業は直接的な臨床業務を圧迫しないように可能な範囲で調整します.

また適宜、改善案を挙げていきます.

- ウ. 向上心を持って知識・技術の習得と利用者への還元に努めます.
- エ. 新型コロナウイルスをはじめとする感染症に対して, 感染対策を講じながらも柔軟に対応します.

(2)入所リハビリ

- ア. 入所者に対してのリハビリ介入により、心身機能の維持向上や活動・参加の幅が広がるように努めます.
- イ. 他部署との連携を図り、入所者の生活に寄り沿ったリハビリを行います。
- ウ. 入所者の生活の質の向上を図ります.

(3)外来リハビリ

- ア. 利用者に対してのリハビリ介入により、心身機能の維持向上や活動・参加の幅が広がるように努めます.
- イ. 利用者本人を中心として、家庭・地域での暮らしを支援するよう努めます。
- ウ. 新規での利用者も可能な範囲で積極的に受け入れます.

(4)その他

ア. 必要に応じてデイサービス利用者や西湘地区の重症心身障害児・者について も現状把握し、

要望に対応するよう努めます.

3. 内容

(1)部署運営

- ア. 毎朝の朝礼と月 1 回の診療課会議にて情報の共有・確認を行います. また, リハビリは担当制を取っていますが, 利用者は全職員で支えられるように努め, 相互に報告・相談し合います.
- イ. 個別・集団での入所・外来リハビリや、活動の運営を直接の臨床業務として行います。また、生活評価や、個別リハビリでの評価を元に行う生活介入及び相談対応も、臨床業務として取り組みます。会議やカンファレンス、書類の作成等の臨床業務外の作業等も、利用者の生活に影響する重要事項として継続して実施します。リハビリの時間を確保するため、臨床業務外の作業は各職員で分担して実施します。
- ウ. 部署内での勉強会・ケーススタディ等を定期的に行い,外部の研修会に参加した内容等も伝達するなど,自己研鑽と情報の共有を図ります.
- エ. 新型コロナウイルス等の感染症に対する感染対策を状況によって検討・判断し、 対応していきます. リハビリ室の常時換気、利用者への対応前後の手洗い等 を実施します. その他の対応はその時の感染状況に応じて検討していきます. 入所や外来リハビリの休止等で直接の介入に制約があった際にも、利用者や

他職種の要望に迅速に対応するように努めます. 時には他職種の協力のもと,間接的に利用者の生活を支えられるように努めます.

(2)入所リハビリ

- ア. 各入所者の要望や特性を尊重しながら生活に寄り沿った目標や内容の設定を 行います. 目標に対して, 個別リハビリや生活評価・介入, 相談対応の必要頻 度・割合を見極めて対応します.
- イ. 医師・生活支援職員・看護職員と日頃から連携を図り、個別支援担当者会議 やカンファレンスに参加します. リハビリに関して、ご本人やご家族、他職種からの要望や相談事があれば迅速に対応します. また、日々の入所者との関わり合いの中からの気づきも重要視します.
- ウ. 日々の入所者との関わり合いや生活評価・介入、姿勢管理や生活介助等の相談対応等も臨床業務として位置づけて取り組みます。支援課と看護課、栄養士等と、日中活動について意見を出し合います。その中で新たな発想を生み出し、入所者の日中の過ごし方に変化や刺激を与えられるように努めます。リハビリ職から研修会を提案し、利用者への支援を相互に振り返る機会とします。また、これらにより「一緒に」利用者を支援していることを確認する場とし、利用者の生活環境(物理的・人的環境)にも影響できるように目指します。

(3)外来リハビリ

- ア. 利用者やご家族の要望や特性を尊重しながら生活に寄り沿った目標や内容の 設定を行います. リハビリ医とも相談し, リハビリの介入頻度や内容を検討しま す.
- イ. 各関連機関との連携を図ることで、家庭・地域で暮らす為の支援を行います. また、必要に応じて関連機関とのケースカンファレンスにも参加します. 利用者 同士が交流する場にもなれるように、外来利用者の活動等を企画します.
- ウ. 新規外来の受け入れは基本的には先天性疾患の方を対象とし, 入所者への 支援との兼ね合いや, 人的要員の許す範囲で受け入れます.

(4)その他

ア. 風祭事業部や相談員と連絡を取り, 西湘地区の重症心身障害児・者について現状を把握します. また, 放課後等デイサービスやデイサービス利用者に関しては, 日中の支援に関わる要望に応えられるように努め, 相談を頂いた際には迅速に対応することを心がけます. 地域のリハビリ職と情報共有がしやすい関係を築くため, また知識や技術の向上のために交流の場を設けます.

<栄養管理>

1 目標

- (1)季節を感じられる、美味しく楽しい食事提供に努めます。
- (2)安心・安全な食事提供に留意し、徹底した衛生管理と環境設備を行います。
- (3)多職種協働で、個々の状態に応じたきめ細かい栄養管理を行い、QOLの向上に 努めます。
- (4) 積極的な情報収集により専門職としての知識の向上に努めます。

2 内容

(1) 適時・適温を守り、咀嚼・嚥下機能や嗜好に配慮した食事を提供します。

旬の食材を取り入れることで食事に季節感を持たせ、毎月の行事食やお誕生日 会では月ごとの

テーマに沿った献立やケーキの提供を行い、食事に楽しみを感じていただけるよう 努めます。

- (2)選択メニューについて、各部署と連携のもと、円滑な実施の継続に努めます。
- (3)ご当地メニューについて、五感(味覚・嗅覚・視覚・聴覚・触覚)を育み、かつ様々な地域食材や伝統・文化に触れる食育活動として、委託給食業者と協力し、提供に努めます。
- (4)病棟訪問や食事アンケート、月 1 回開催の給食委員会などでも給食に関する情報を収集し、

食事内容の向上を図ります。

(5) 厨房内の清掃・点検・環境調査を適切に行い、衛生管理と設備維持に努めます。 食事提供に関する感染症予防対策を検討し、利用者および職員における食事を 介した感染症の

発生を防止します。

ヒヤリ・ハットや事故報告書については原因分析により的確な対策を立て、安心・ 安全な食事の

提供に努めます。

(6)多職種との協働により、個々の栄養状態や摂食・嚥下機能に応じた食事を検討し、 利用者のQOLの向上に努めます。

毎月1回の栄養管理計画書作成の他、個別支援モニタリングやカンファレンス、 摂食指導研修等

に参加し、適切な栄養管理を実施します。

(7)研修会・学会等への参加や専門書の購読等により積極的に情報を得ることで、専 門職として深く、

幅広く知識を身に付けることに努めます。

<薬 局>

1 目標

- (1) 医薬品の適正使用と情報提供に貢献します。
- (2)他職種と連携し、適正な薬物治療が行われるよう努めます。
- (3) 短期・中期利用者の持参薬の適正対応に努めます。
- (4)過不足のない在庫管理を徹底します。
- (5)医療安全のため、医薬品安全管理を徹底します。
- (6) 専門職としての知識の向上に努めます。

2 内容

- (1) 医薬品適正使用と情報提供
 - ア. 薬事委員会を開催し、①採用医薬品の検討や更新、②重症化・急変に対 応出来る救急医薬品③災害対策医薬品を検討し、備蓄量、品目を調整し

ていきます。

イ. 随時、専門誌、公文書、メーカー通達書類、インターネット等から情報を収集し、医師、および看護師に情報提供を行います。

(2) 他職種との連携

- ア. 利用者の特性、病状に応じて、医師の処方計画に提言関与し、適正な薬物治療の補助に努めます。
- イ. 利用者の服薬状況や健康状態について、医師、看護師、栄養士、生活支援スタッフなどから情報を収集し、QOL、アドヒアランス向上に努めます。
- (3) 短期・中期利用者の持参薬への対応
 - ア. 短期・中期利用者の持参薬について聞き取りを行い、一包化するなど簡素化して、施設内での服薬ミスがないように努めます。
 - イ. 短期・中期利用者の家族に対し、必要に応じて、薬剤情報、保管管理、服薬に関しての助言、指導を行います。

(4) 在庫管理の徹底

- ア.「使用期限切れ医薬品」が利用者に使用されないように、使用期限の調査 を定期的に実施します。
- イ. 廃棄医薬品が出ないように在庫量を調整し、また必要時に不足することの ないよう、在庫管理を徹底します。
- ウ. 同効薬で品質及び信頼性が高く、低薬価の医薬品の採用を検討する事 によって医療費削減を試みます。

(5) 医療安全における医薬品安全管理

- ア. 日本医療機能評価機構や医薬品医療機器総合機構、薬剤師会等からの 事例報告等を収集し、他の医療スタッフに情報提供を行い、注意喚起を 促します。
- イ. 医薬品安全管理に関する研修会を開催し、スタッフの医薬品に関する安全管理についての意識向上に努めます。
- ウ. 新規採用薬については、看護師に対し説明会を開催し、医薬品の適正使 用に努めます。

(6) 専門職としての知識向上

ア. 研修会への参加や専門書の購読、他の重心施設との連携により積極的に 情報を得ることで、専門職としてのより深い知識習得に努めます。

地域支援センター

<相談室>

1 目 標

障がいのある方が、制度や分野、世代、人と資源を超えて「まるごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと地域をともに創る地域共生社会を目指します。

2 内容

(1) 基幹相談支援事業

1市3町(小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町)より受託し、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行い、地域の実情に応じて以下の業務を行います。

- ア 総合的・専門的相談を可能とする地域の相談支援体制の構築 医療的ケアや強度行動障がい等の専門的支援を要する方の対応を含め、適 切な相談機関等へのつなぎの支援を行います。
- イ 地域の相談支援体制の強化

地域障害者自立支援協議会の事務局運営を通じて抽出した地域課題解決に向けて、官民協働で取り組みます。地域生活支援拠点事業においては、関係機関と連携し地域で暮らす方の緊急時の備えを中心に検討していきます。

- ウ 困難と感じる支援等の相談対応
 - 支援課題の整理・見立て等を行い、関係機関と連携し後方支援を行います。
- エ 1市3町の行政機関・地域の相談支援事業所を対象に、各種研修・社会資源等に関する情報を収集・整理し発信します。

(2) 障がい者相談支援事業

1市3町(小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町)より受託し、年齢・障がい種別を問わず、児童期から成人期への移行期にも、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

- ア セルフプランフォローを含めた福祉サービスの利用援助および社会資源を活用するための支援を行います。 障がい特性に係る専門的支援が必要と確認された場合には、 他機関と連携しながら支援します。
- イ 箱根町・真鶴町・湯河原町の出張相談を行政担当者と連携のうえで行いま す。
- ウ ピアカウンセラー(肢体・視覚・聴覚)の活動の機会と場を作ります。
- エ 地域生活支援拠点事業においてコーディネーターの役割を担い、登録者の 状況把握に務め、緊急時の際には居所の確保・その後の生活の支援を行い ます。
- (3) かながわ医療的ケア児支援センター 地域相談窓口設置業務(県西圏域) 神奈川県から受託し、圏域内の医療的ケア児及びその家族又はその他の関係 者を総合的に支援し、医療的ケア児に関する課題の抽出・報告、関係団体への支援を適正かつ円滑に遂行することを目的とし以下の業務を行います。
 - ア 圏域内の医療的ケア児等からの相談対応
 - イ 医療的ケア児等が直面する課題の把握及び報告
 - ウ 圏域内の医療的ケア児等を支える関係機関等への支援
- (4) かながわ医療的ケア児支援センター 県西圏域ブランチ会議運営業務

神奈川県から受託し、圏域内の市町村等の関係機関で構成する会議(センターブランチ会議)を運営し、圏域内の医療的ケア児等の支援に係るネットワークを構築し、支援体制の強化を図ります。

(5) 小田原市医療的ケア児等コーディネーター配置事業

県西圏域2市8町より受託し、医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう支援の充実を図ることを目的とし、以下の業務を行います。

- ア 多分野にわたる課題解決のため、保健、医療、福祉、子育て、保育、教育等の 必要な支援を総合的に調整し、関係機関と医療的ケア児等をつなぐこと
- イ 訪問等による個別相談支援の実施
- ウ 必要に応じた個別ケース会議の開催
- エ 関係機関の協議の場への出席
- オ コーディネーター間の情報共有や症例検討会を通じて地域ニーズを把握し 行政と連携を図ること
- カ 地域における支援体制整備に務めること
- キ 情報を集約し、切れ目のない支援を行うこと
- ク 重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築への参加

(6)計画相談支援事業

ア 障害福祉サービスの計画相談支援

障がい児者の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類および内容を定めた計画作成及び障害福祉サービス事業者との連絡調整を行います。

イ 障がい児者の継続サービス利用支援

アの計画相談支援により、支給決定を受けた対象者に対し、支給決定の有効期間内において、定期的に利用状況を検証し、計画の見直し(モニタリグを行います。

ウ 感染症対策等について

ア イについて、感染防止対策により、やむを得ない理由がある場合においては、事前に利用者、家族、関係事業所等に丁寧に説明し理解を得て、電話、文書、メール、リモート会議等を活用することにより、柔軟に対応します。

工 在宅重症心身障害児者訪問指導事業

神奈川県総合療育相談センターからの依頼を受け、訪問指導の必要がある 対象者とその家族に対して、当法人職員が自宅等を訪問し、療育上必要な 助言・指導を行います。

<ヘルパーステーション>

1. 目標

支援対象地域において、その地域ニーズの把握と積極的なサービス提供に務めます。特に障害福祉サービス等地域拠点事業における、障がい特性などの理由により福祉サービスを受けることが困難なケースに対してサービスの提供に努

めます。

2. 内容

(1)個別支援計画の充実

本人のストレングスの把握や自己決定を尊重し、何を望み、どのような支援が必要なのかを計画に入れ作成します。

また、やむを得ず身体拘束が必要な方に対しては、事業所での検討を行った 上、利用者、家族の同意のもと、支援計画に入れ実施します。実施後も拘束軽 減・解除が出来るよう努めます。

(2)関係機関との連携

ケア会議やカンファレンスに積極的に参加し、関係機関との連携を図り利用者本人及びご家族の状況の把握に努めます。関係機関の関わりが多い方に対しては、それぞれの機関の役割や窓口などを確認し、間違った情報が流れないよう努めます。

(3)人材育成

職員の質の向上、多様な障害種別への対応を目的とし、法人内部の研修会や外部の講習会への参加をおこないます。部署内の会議、研修では、法人の理念・目的に沿った実践が出来ているかの確認をおこない、部署内のチーム形成と部署間の横の繋がりを深めます。

また、障害特性の理解や支援方法など専門的な知識や技術の取得の他、ケアごとに職員間の振り返りをおこない、障害特性による利用者の状態の変化や様子について、把握できるよう努めます。

(4) 受託事業

ア 障害福祉サービス等地域拠点事業配置事業(ホームヘルプ)

障害特性、居住地域等の理由から福祉サービスを受けることが困難なケースに対して、支援いたします。強度行動障害や難病、その他サービスに繋がりにくい方のニーズ把握をおこない、ワンストップで受け入れ、他事業所や地域への移行支援を進めていきます。

イ 医療的ケア通学支援事業(車輛)

小田原養護学校に在籍する、医療的ケアを必要とする児童・生徒等の教育の機会の確保と、保護者の通学における付き添いの負担軽減のために、通学における乗用旅客自動車の使用を提供します。

<地域活動支援センター>

1 目標

(1) 自尊感情、自己肯定感の向上

一人ひとりの得意なこと、好きなことを活かせる環境づくり(プログラム活動等の充実)を通して、利用者の自尊感情、自己肯定感を育み、生きる力(生活力)の向上を図ります。

(2) 個別支援・家族支援の充実化

利用者、その家族に寄り添い、発達段階に応じた目標を共有し、障がい受容に対する支援はもとより、利用者と共に新たな生き方(リカバリー)を模索する体験の機会を創造します。

(3) 地域支援

引き続き、重層的支援体制整備に向けた関係機関との連携の強化を図っていきます。ひまわりが居場所であり、通過点でもあることを念頭に、利用者が地域(公的な支援、インフォーマルな資源)と繋がることを積極的に支援する。交流スペースの活性化、地域づくりに務める。利用者の意思や主体性を尊重し、各々が興味や関心を持って、積極的に取り組める個別支援、日中活動の充実を目指します。

2 内容

(1) 創作的活動等の機会の提供

利用者が得意なことを活かせるよう創作活動をはじめとした多様なプログラムを通して、利用者の自尊感情を育み、生きる力(生活力)の向上を図ることを目指します。個別支援の充実化に向けて、利用者との個別面談日を設け、モニタリングの機会を確保します。また、ちいきふくし博等の普及啓発イベントにおいて、表現や体験を媒介とした利用者と支援者・地域住民との出会い、共感、交流を促進します。

(2) 福祉及び社会基盤との連携強化

地域に根ざした事業展開・利用者のなかでも高齢の親と障害のある子の8050世帯も多く、介護保険分野との連携の必要性に鑑み、以下の連絡会・協議体等へ参画し、ネットワーク強化に務めていきます。

- ·自立支援協議会 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会 足柄上地区自立支援協議会
- ・小田原保健福祉事務所足柄上センター地域移行推進会議
- ・基幹型地域包括支援センター 専門職情報交換会
- 生活支援体制整備事業に関する会議
- ・あしがら成年後見センター 地域連携ネットワーク連絡会
- ・委託相談支援事業所との情報共有(毎月第2個開催)
- ・利用者のモニタリング、ケース会議等

(3) 社会との交流の促進

福祉サービス利用の準備段階にある方、退院後の居場所として利用する方にとって、ゆるやかな社会資源の利用、社会参加の第一歩として活用いただけるよう、 更なる周知を図っていきます。

利用者同士の交流、余暇の充実、社会参加への動機づけをねらいに、通年で 自治会イベントへの参加を計画する等、地域のイベント参加を行います。また、 交流スペースの活用については、感染防止対策を講じながら、引き続き活用の 周知を図ります。

(4) 地域住民ボランティア育成

ボランティアと協同した活動等を取り入れることにより、利用者が社会との接点をより多くもてるよう支援する。具体的には、社会福祉協議会ボランティアセンター・各市町生涯学習課との協働・有償ボランティア受け入れ、自治会・近隣の高校・大学・専門学校の学生等との交流の機会を活用していく。

(5) 普及啓発

地域生活を支える基盤を作り出す為に、地域における利用者と近隣住民との豊かな接触体験を促進します。令和5年度開催の実績、課題をふまえて、ちいきふくし博実行委員参加事業所等を中心に引き続き、普及啓発活動を行います。

(6) 親子通所における家族支援

親子通所事業における「家族支援」では、親子一緒に活動し合うことで、お子さんへの理解や関わりを積み重ねることで、成長を楽しみながら気持ちが通じ合える関係を築いていけるように援助していきます。

また、「気づきの段階からの早期支援」「多様なニーズに対応できる支援体制」 を構築するため、関係機関とのネットワークの強化を図り、保護者と協力して子 育てしていく基盤を作っていけるように、相談支援に力を入れながらタイムリーな 情報共有に努めていきたい。

(7) 事業の継続・発展に向けた取り組み

本事業が利用者を含む地域住民のニーズを反映させることや、地域の関係機関からの支援協力が不可欠である為、個別支援の状況を委託元の行政に定期報告するとともに、事業を円滑かつ適正に展開するための事業連絡会を開催する。

また、地域生活の支援力向上を目指し、人材育成、資質向上に努める。適切なサービスを提供できるよう、事業所内における現任訓練を通じて、職員相互が学び合える業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図る為に、内部研修・外部研修の機会を設ける。

<南足柄市「くまさん教室」>

1, 目標

南足柄市在住の児童に対して気づきの段階から、児童本人やその家族の思いや困りごとに目を向け支援することを目的としています。児童一人一人の特性や強み、困っている事

などに適切に応じる「発達支援」家族のニーズや不安に寄り添い、解決方法を一緒に考え

ていく「家族支援」地域社会への参加、インクルージョンの考え方に立ち可能な限り地域の保育・教育支援が受けられるように地域と連携をとる「地域支援」を目指し、職員一丸となって、支援の向上に努めていきます。

2, 内容

(1) 発達支援

「子どもの姿」を適切に捉える視点を持ち、職員間で共有し合いながら適切なアセスメントを行い個別の「手立て」を考え支援に活かしていくこと。年間を通して年齢に関係なく手に触れ易く、子ども達の心の安定に繋がる万能素材であるタオルを使った様々な遊びを提案していきます。加えて、年齢や発達に応じた個別遊びや集団遊びなどの場面で様々な遊びを展開しバリエーション豊かな遊びの提供をすることで活動内容の充実を図っていきます。

(2) 家族支援

ご家族の不安や悩みに寄り添い、お子さんの「育ち」の確認をし合うこと(連絡帳・送迎時)で安心してわが子の子育てに向き合えるようにしていきます。また定例の保護者会では保護者同士の気軽な交流の場となるように、また、就園・就学に向け保護者の抱える身近な悩みごとを話題としたグループワーク等も企画し、参加を促していきます。

さらに、親子登園では、ふれあい遊びや活動の体験を通して、実際の関わり方を知り親子の愛着の育みの一助にしていきます。

(3) 地域支援

南足柄市の子育て支援拠点「にこっと」との連携により、児童やその家族の知りたい地域の子育で・保育・教育に関する情報の提供と、スムーズに地域移行に繋がるように、年間を通して南足柄市の巡回相談員との定期的な情報交換や幼稚園・保育園等・こども園との交流や連携を行っていくこと。地域のボランティアの方々に、月1回保育参加して頂き、交流の機会を持つようにします。

(4) 移行支援

就園を迎える児童とその保護者が、移行先の幼稚園に無理なく慣れていかれるように、くまさん教室の午前クラスとの平行通園を提案し、保護者や幼稚園との連絡調整を蜜に行っていきます。保護者の了解を得ながら、児童の特性に合わせた関わり方や園行事の参加のさせ方など具体的な場面を想定しながら相互の意見交換を行っていきます。また、今後も幼稚園や保育園から、平行利用を希望されるお子さん達の増加が見込まれるため、個々のお子さんの発達状況の確認をし合うと共に、各々の場所での対応に差異が生じないための協力体制を築けるように務めていきます。

(5) 早期の支援体制

気になる段階からの支援体制として、南足柄市のフォロー教室、ひまわり児童部門との連携はもとより、市内の子育て支援に関する各施策に対する、連携・協力を推進していきます。子育て世代の保護者のメンタルの安定、児童の2次障害の予防、親子のストレスの軽減が図れるように、各機関と連携し合い相談支援の場所としての役割を担っていきます。

(6) 職員の人材育成・資質向上の取り組み

「くまさん教室」の更なる支援力の向上を目指し、日々の振り返りと改善策の提案などをくり返し行っていく中で、職員個々の気付きを促し、主体的に学んでいこうとする意欲に繋げていきます。勉強会の実施・法人の内部研修や外部研修にも積極的に参加する機会を設けていきます。

風祭事業部

<デイサービスセンター>

1 目標

利用者一人ひとりの意思や主体性を尊重し、安心・安全に過ごせる環境を整えながら各々が興味や関心を持ち、自ら選択をして積極的に取り組める個別支援や日中活動の充実を目指します。

2 内容

(1)個別支援計画の充実

半期ごとに利用者ご本人または家族の意向を踏まえ、利用者自身が思い、望んでいる生活が少しでも実現できるように、サービス等利用計画を基に個別支援計画を作成し、職員全体で共有、統一した支援の実施を目指します。また、関係機関及び家族との連携を図り、利用者が安心して過ごせるような環境を整えます。

(2)日中活動・行事の充実

適切な感染対策を実施しながら利用者の意思や主体性を尊重し、利用者自身が主役となって自主的に参加出来る活動やイベントを企画・実施します。また同じ興味や関心を持った利用者同士が交流できる機会を設けます。活動の様子や作品をデイサービス前の掲示板やヴィエント等に展示をし、日々の取り組みをご家族や関係機関の方等に見ていただけるように努めます。

(3)人材育成

職員の資質や権利擁護等の意識向上を図るため、施設内や外部の各種研修会へ参加します。また、部署内では、日々の支援の振り返りをおこない、意見交換することにより、利用者支援について互いに学び合い、チーム力の向上に努めます。また適宜、記録の取り方や介護技術の向上等を目指し、部署内で勉強会を開催します。

1 目 標

障がいがある児童や医療的ケアを要する児童が安心して安全に過ごせるように、 ご家族や関係機関と連携を図ることで、より良い環境を整え、個々の自立につな がる支援の提供を目指します。

2 内容

(1)個別支援計画の充実

利用児の興味関心や能力、置かれている環境及び日常生活状況等の評価を通して利用児や家族の希望する生活や課題の把握を行い、将来的な自立につながるよう、適切な支援内容を検討し個別支援計画を作成します。

また、新たな問題や課題が生じた場合は、解決に向けた会議や勉強会を開催し、課題の共有と解決を図るため意見交換や研鑽を行います。

(2) 発達支援

保護者や学校等からの情報を踏まえ、特性や発達段階に応じた必要な配慮やサポートを創意工夫し、個々の能力を十分に発揮できよう支援します。また、自身の意見を述べることは難しくとも、丁寧な意思疎通を繰り返すことで、周囲との関わりを深めたり表現力を高めたりし、自己選択や自己決定の力を育んでいきます。

(3)家族支援

保護者の就労保障や家庭養育の補完はもとより、利用児の成長や家庭環境の変化に伴う様々な課題に寄り添い、必要に応じて家庭訪問や関係機関と連携し、安心して子育が出来きるように努めます。

(4) 地域支援

学校をはじめとした、医療機関・他事業所等と連携し支援の充実を図り、重い障がいがある児童や医療的ケアが必要な児童が、安定した豊かな生活が送れるように努めます。また、社会資源を積極的に活用し、地域の方々との交流や社会経験の幅が広がるように支援します。

(5)安全管理

利用児が安全に安心して過ごせるように、設備の安全点検の他、屋内外での活動時や送迎車両走行時等において安全が確保できるように、各種マニュアルを全職員で共有し、定期的に訓練を実施します。また、マニュアルの不適事項について適宜部署内で協議し、改善に努めます。

(6)人材育成

支援に必要な知識・技術・倫理観を身に着けるため、各種研修への参加や定期的に部署内で勉強会を開催し、疾患や障がい特性及び権利擁護等の理解を深めます。また、部署内で支援内容や行事の振り返りを行い、個別の実態に合わせた支援を相互で検討・共有し、支援の向上を目指します。